

夢を実現する一歩のために・・・2010 1月号 ミツヒロニュース



新年明けましておめでとうございます。昨年末は、税制改正の動向にハラハラしました。今年は、ハ白土屋の年です。変革と改革の意味を持つていると言われ、経済も新しい時代に向けて変わって行くような気がします。そのためにも20日の経営者実践セミナーに参加して、一年のスタートを切りましょう。光廣 昌史

今月のトピックス

- 「22年度税制改正大綱について」…年末に注目を集めた税制改正についてそのポイントを紹介します。
- 確定申告にあたり・・・
- あとがき
総合企画部より年始のご挨拶です。本年もよろしくお願いいたします。

22年度税制改正大綱が発表されました。

政府税制調査会は、12月22日、**2010年度税制改正大綱について発表**しました。このたびは、民主党に政権が交代し、マニフェストをいかに反映したものを発表するか、早い段階から注目を浴びていましたが、大幅に日程がずれ込みました。

1. 概要

今回の税制改正大綱では、存廃を検討した**国税の82項目のうち、約41項目廃止・縮減となります**。これにより、400～500億円の税収増につながるようです。地方税は90の見直し項目のうち、**57項目が廃止または縮減**となります。

国税で見直し対象となった**租税特別措置法の大半は法人の減税**に関するものです。また、個人に関わる部分についても、特筆すべきポイントがたくさんありました。そこで、今回は、**税制改正における主なポイント**を項目別に紹介します。

2. **個人の課税に関する税制改正大綱**のポイント

ア) **子ども手当の支給、高校授業料無償化に伴う所得税・住民税の一般扶養控除の一部廃止**

子育て応援の目的として、以下のように改正されます。

①子ども手当の支給と高校授業料無償化について

- ・15歳以下の子供がいる世帯に一律 月額2万6,000円を支給します。
※初年度は月額1万3,000円となります。(平成22年6月より支給)
- ・16歳から18歳に関しては高校生がいる世帯に対し、授業料相当額を支給し、実質無償化となります。

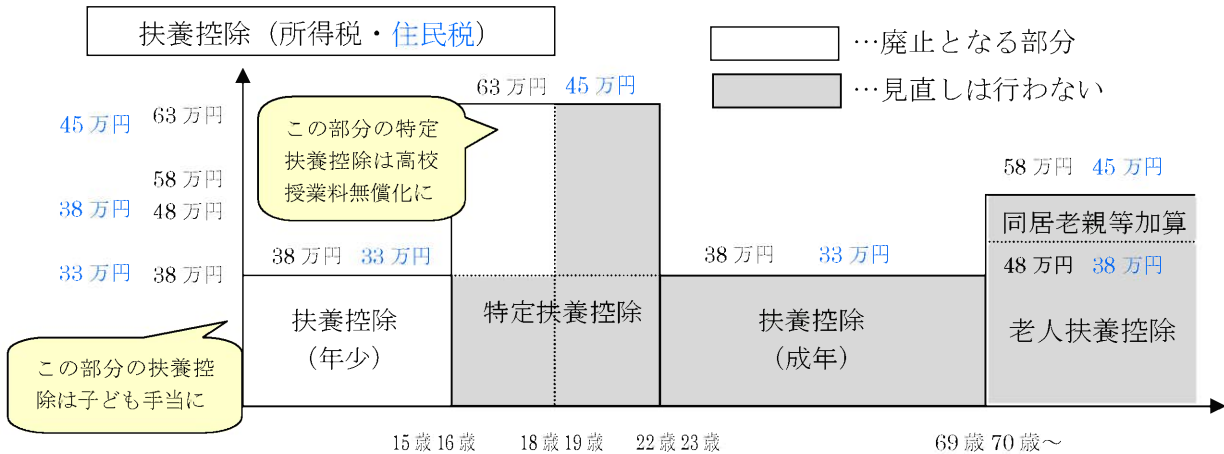
ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・森川まで

<http://www.office-m.co.jp> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

② 所得税・住民税の一般扶養控除の一部廃止について

(所得税は平成 23 年分から、個人住民税については平成 24 年度分から適用)

- ・ 15 歳以下に関しては、所得税・個人住民税ともに廃止。
- ・ 16 歳から 22 歳の特定扶養控除に関して、18 歳までの特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分(所得税:25 万円、個人住民税:12 万円)を廃止。但し、高校の実質無償化と特定扶養控除の見直しに伴い、現行よりも負担増となる家計については適切な対応を検討。
- ・ 23～69 歳については見直しは行わない。



イ) 住宅取得時の贈与税非課税枠を拡大

現行 500 万円の非課税枠を次のように引き上げます。

- ① 平成 22 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,500 万円
- ② 平成 23 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,000 万円

適用対象となる者を、贈与を受けた年の合計所得金額が 2,000 万円以下の者に限定し、適用期限を平成 23 年 12 月 31 日までとします。

※平成 22 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する住宅取得投資金に係る贈与税について適用します。

ウ) 定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価方法の見直し

定期金とは、「一定の期間に受け取る金銭」(大辞林)を言います。ここで、特に紹介するのは、生命保険の個人年金や終身保険など、ある時期が来ると、一括または分割で月額～円というように受け取る金銭に関しての権利について、評価方法が見直しとなります。

① 背景

定期金に関する権利の評価基準が昭和 25 年当時の金利水準 (8.0%)・平均寿命 (男 58.0 歳、女 61.5 歳) をベースに複利計算して相続税の評価額を出していましたが、金利水準・平均寿命ともに現在は基準とは大きく乖離しており、権利評価を利用した節税手法が問題となっていました。

② 改正内容

給付事由が発生している定期金に関する権利の評価額は、①解約返戻金相当額または②一時金の給付を受けることができる場合には一時金相当額のいずれが多い金額とします。また、給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価額は、原則として解約返戻金相当額とします。

エ) たばこ税の値上げ

たばこ 1 本当たり 3.5 円 (価格上昇は 5 円程度) の増税を行います。

3. **法人(特に中小企業法人)の減税に関する主な租税特別措置**のポイント

ア) 「一人オーナー会社」(特殊支配同族会社)の役員給与に対する損金不算入措置の廃止

先月号でも触れましたが、平成 22 年 4 月以後に終了する事業年度(平成 22 年 4 月決算法人)より、一人オーナー会社の役員給与に関する損金不算入措置は廃止となることが正式に決定しました。これにより、実質一人オーナー会社の税負担が軽減されることとなります。

イ) 中小企業を中心とする設備投資の促進

中小企業者等が一定の設備投資や I T 投資等を行った場合に、税額控除(7%)または特別償却(30%)の選択適用を認める措置について、将来的に対象設備の見直しを行うことを前提に、現行制度のまま 2 年間延長します。(平成 23 年度末まで)

ウ) 少額減価償却資産の特例の延長

中小企業者が 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額 300 万円を限度として 全額損金算入(即時償却)を認める、少額償却資産の特例について、2 年間延長することになりました。

エ) 個人事業主の共同経営者の小規模企業共済制度への加入

小規模企業共済制度について共同経営者まで加入対象者を拡大します。

オ) 中小企業倒産防止共済制度の拡充

連鎖倒産防止のための中小企業倒産防止共済制度について、共済貸付金の限度額を 3,200 万円から 8,000 万円に引き上げ、これに伴い損金算入が認められる掛け金の限度額を引き上げます。

カ) 交際費の損金算入特例の延長

中小企業の交際費について損金算入を可能にする特例を 2 年間延長します。

キ) 中小企業法人向け法人税率の引き下げ(マニフェスト項目) 今後検討

早急な実施に向けて真摯に検討

4. **その他税制改正大綱における**ポイント

ア) 揮発油税などの暫定税率実質維持

暫定税率は廃止することになりましたが、代わりに当分の間、揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税について現在の税率水準の維持となりました。

イ) 環境税の 2011 年度の導入検討

今後地球温暖化の取り組みを進める上で、地球温暖化対策のための税について当分の間として措置される税率の見直しを含め、平成 23 年度実施に向けて検討することになりました。

以上、税制改正のポイントについて紹介しましたが、詳しい内容については、2010 年 2 月 10 日(水)13:30~16:30 **そこが知りたかった! 税務・会計 第 1 回「平成 22 年度『税制改正のポイント』」**にて説明いたしますので、ご参加いただければと思います。

参考文献

●税制調査会 議事録

●平成 22 年度 税制改正大綱

他

お客様各位

確定申告にあたり・・・

本年もまた確定申告の時期がやって参ります。

申告に早めに取りかかれるよう、以下の書類等を準備して下さい。尚、詳細については、改めて通知致しますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

- 給与所得や公的年金等の源泉徴収簿（原本）
- 私的年金等を受けている場合には支払金額の分かるもの
- 医療費の領収書等、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、生命保険料の控除証明書、地震保険料（旧長期損害保険料）の控除証明書、寄付金の受領証など

※譲渡・贈与のある方は至急ご連絡下さい。

※還付申告の方は2月15日以前でも申告書を提出することが可能です。

あしがき

年始にあたり、ミツヒロニュースを編集しております総合企画部より、ご挨拶及び今年の抱負を記載します。

新年あけましておめでとうございます。旧年中は弊社の業務を始めセミナー等にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございました。本年も変わらぬご愛顧をお願い申し上げます。

近年来、世の中が激変しています。そんな中でも誠実に基本をコツコツ積み上げる強さに勝るものはないと信じます。荒波の中、一燈の明かりを見つけていただくようお手伝いできればと願います。（部長 中野 一弘）

当社も皆さまのお陰をもちまして新春を迎えることができました。誠にありがとうございます。厳しい時代と言われる中、私どもの出来ることが何なのか見極め今年も情報を発信したいと思います。また、セミナーにおいては『税務・会計』『経営・財務』『相続』を柱に当社の主たる分野を強化して開催いたします。皆さまに夢を実現していただけるよう少しでもお役に立てればと思いますので、ご要望などございましたら遠慮無くお聞かせ願えれば幸いです。今年も色々な場面でお会いする機会があると思いますが、どうぞ宜しくお願い致します。（下田 美紀）

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。本年もよろしくお願い致します。

今年は、入社して5年目の年になります。通常の業務にも慣れてきましたので、仕事でもプライベートでも何か新しいことに挑戦していけたらと思っています。一日一日を大切に生き、少しずつでも、確実に成長していけたらと思います。（和田 純一）

新年明けましておめでとうございます。昨年は並々ならぬご厚情をいただきましてありがとうございました。今年も皆様のお力を借りて楽しく仕事をさせていただけたらと思っております。何卒よろしくお願いいたします。

今年は、少し余裕のある人間を目指すことが目標です。認識している私の悪いところは、「間」が足りないところです。それにより常にバタバタしていることが、精神的にも肉体的にも無理を強いて疲れてしまうので、「間」を大切にできる人間になりたいと、そうすれば目指す「エレガント」の「エ」の字くらいは持てるかなと思います。（森川 梨絵）

【一同より】 楽しみながら、良い仕事を創り上げていきたいと思っております。本年もよろしくお願い致します。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp>

